

橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会 提言案作成部会 申し合わせ事項（案）

1. 目的

橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会(以下、「委員会」という。)は、委員会内に提言案作成部会(以下、「部会」という。)を設置し、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例を効果的かつ円滑に推進していくことを目的とします。

2. 組織

- (1) 部会は、委員会の正副委員長、各グループ長、及び各グループから互選された1名で組織します。
- (2) 会議は、原則として委員会開催の間の期間に開催します。また、必要に応じて臨時に開催することができます。
- (3) 部会は、委員長を代表とし、副委員長及び各班1名の副代表とします。
- (4) 部会は、会議を公開とし、部会構成員以外の委員も参加できます。

3. 役割

- (1) 部会は、会議で要約した提言案、議論の内容、資料等を、委員会にたたき台として提出します。
- (2) 部会は、年度末に委員会が提言を市長に提出した後に、その任を終了します。

4. その他

ここに定めるもののほか、必要なことは委員会の合意と情報共有で決めます。

令和4年5月19日策定